

# オンライン英語コーチングコース 入会申込書兼会員規約同意書

\_\_\_\_\_(以下「甲」という。)及び株式会社 byZOO(以下「乙」という。)は、乙が甲のために 提供する「be:RIZE 英語コーチングコース」(以下「本講座」という。)に関し、以下のとおりサービス提供同意書 (以下「本同意書」という。)を締結する。

#### 第1条(本同意書の目的)

1.本同意書は、乙が本講座を甲に提供することにより、甲の英語コミュニケーション能力向上と関連知識・技能の習得を目的とする。

# 第2条(本講座の内容及び期間)

- 1.本講座はオンライン英語コーチングサービスである。
- 2.契約期間は以下の通りとする。
  - (1) Ignite コース: 8ヶ月
  - (2) Flow コース: 12ヶ月
- 3.契約期間の起算日については、以下のいずれか早い日とする。
  - (1) 初回カウンセリング実施日
  - (2) 第3条代金及び支払いを充足する支払い実行日から2ヶ月経過日
  - ※甲が支払い後に乙との連絡が取れない等の事情により初回カウンセリングが実施できない場合であっても、(2)を起算日として契約期間が進行する。

# 第3条(代金及び支払い)

- 1. 甲は、乙に対し、本同意書締結時に、以下の代金を支払う。
  - (1) Ignite コース: 金 498,000 円(税抜)/547,800 円(税込)
  - (2) Flow コース: 金 598,000 円(税抜)/657,800 円(税込)
- 2. 甲は、乙に対し、甲の申込みの日から7日以内に、当事者欄に記載の振込口座に振り込む方法又はクレジットカードなどで、本講座の代金を支払う。但し、振込手数料は甲の負担とする。
- 3. 甲は、甲が分割支払を希望し乙が承諾したときは、乙に対し、本同意書申込み時、それ以降の月に甲及び乙が同意した分割回数に基づき、毎月1回、分割払い(分割手数料は甲の負担とする)を支払うものとする。

## 第4条(代金未払いと本講座提供の中止)

1.甲が前条第2項又は第3項の支払期日における代金の支払いを怠ったときは、甲は直ちに期限の利益を喪失し、残代金を直ちに支払う義務が生じるとともに、乙は甲に対する本講座の提供を中止することができる。 2.前項の場合であっても、甲が支払いを再開したことを乙が確認した場合、乙は、甲に対する本講座の提供を再

開することができる。

#### 第5条(中途解約及び返金の禁止)

- 1. 甲及び乙は、本講座により提供される商品及び役務が情報サービスとしての性質を有するため、返品及び中途解約できないものであることを確認し、甲は、情報商材及び役務の性質上、本講座の受講開始後に本同意書を中途解約することができないこと及び中途解約による返品及び返金を求めることはできないことを承諾する。
- 2. 本講座には特典としてネイティブ講師によるレッスンが含まれるが、これはプレゼントの位置付けであり、役務提供の対価には含まれず、返金対象外である。

#### 第6条(商品の配送等)

乙は、本講座の受講に付随して商品の配送が必要な場合は、甲に対し、商品を配送する。

## 第7条(商品の交換)

甲は、乙から配送された商品(書籍を除く)に瑕疵があった場合、未開封・未使用の商品に限り、商品を受領した 日から8日以内に乙に連絡することにより、乙に対し、商品の交換を求めることができる。

#### 第8条(確認事項)

甲は、以下の事項について承諾する。

- (1)本講座を受講した効果や本講座において示された表現の再現性については個人差があり、必ずしも本講座により利益や効果が生じるわけではないこと
- (2) 甲は、甲の本講座の受講に際し、乙が必要と認めるときは、医師の診断書を提出しなければならないこと
- (3) 乙が本講座のグループセッションなどの受講風景をカメラ等により撮影・録画し、録画した映像を乙が乙の会員 用サイトで学習目的で利用すること
- (4) 本講座により提供される商品、内容等に変更があり得ること

# 第9条(受講の承諾及び拒否)

本同意書締結後、甲が以下の項目の一つにでも該当することが判明した場合、乙は本講座の提供を拒否又は中止することができる。

- (1) 甲が、以前に乙の利用規約違反等により、乙から契約解除又はサービス等の利用取消し等を受けていた場合
- (2)甲が、乙に対する返金の申出により返金を受けたことがある場合
- (3) 甲の申込内容に虚偽が含まれているその他の不正行為があった場合
- (4) その他乙が甲を本講座の受講者とすることを不適切と判断した場合

# 第 10 条 (禁止行為)

- 1.甲は、以下の各号に該当する行為をしてはならない。
- (1)他の受講者若しくは乙の関係者に迷惑を掛ける行為又は本講座の進行を妨げるような行為

- (2) 本講座を通じて、若しくは本講座に関連して、営利を目的とした行為若しくは受講者を勧誘する行為(ネットワークビジネス、宗教勧誘等を含むが、これに限られない。) 又はその準備行為
- (3) 法律に違反する行為又は違反するおそれのある行為
- (4) その他本講座の講師及び乙が不適切と判断する一切の行為

# 第 11 条 (個人情報の取り扱い)

- 1. 乙は、乙の製品の発送、代金の決済、サービス等に関するお知らせなどのために甲の個人情報を利用できるものとし、乙は、本目的に必要な範囲で甲の個人情報を第三者に提供する。
- 2. 乙は、前項に規定する場合又は法令等に基づく場合を除き、甲の承諾なく、甲の個人情報を第三者に提供しない。
- 3.甲は、乙に対し、乙が保有する甲の個人情報の開示を求めることができる。
- 4.甲は、乙から開示された甲の個人情報に誤り等があった場合、乙に対し、甲の個人情報の訂正及び利用の停止を求めることができる。

# 第12条(譲渡等の禁止)

本同意書に基づいて本講座の提供を受ける権利は甲のみに帰属するものであり、甲は、乙の書面による同意な く、本同意書上の地位又は本同意書に基づく権利義務を譲渡してならず、また、本講座につき、第三者に対して頒 布、販売、譲渡、貸与、使用許諾権の設定その他第三者に本講座の提供を受けさせる一切の行為を行ってはな らない。

#### 第13条(知的財産権)

- 1.本講座を構成する又は本講座に付随するすべてのプログラム、ソフトウェア、サービス、手続き、商標、商号及びそれに付随する技術全般は、乙又は本講座の講師その他の乙が権利を付与する第三者に帰属するものとする。
- 2.甲は、乙から本講座に関して提供される情報又はファイルの全てにつき、本講座を受講する目的又は本講座 において許諾された方法のみで使用できるものとし、それ以外の方法(複製、頒布、譲渡、自動公衆送信等を含むが、これに限られない。)によっては、一切使用することはできないものとする。
- 3.甲は、事前の乙の書面による同意なく、いかなる方法においても、第三者をして、本講座等を通じて提供される情報又はファイルの全てについて、使用させたり、公開させたりすることはできないものとする。
- 4.甲は、甲が本講座の一環として作成したものにつき、第三者の著作権その他の権利を侵害しない。
- 5.本条の規定に違反して第三者との間に紛争が発生した場合、甲は、自己の費用と責任において、当該紛争を 解決するとともに、こをいかなる場合においても免責し、損害を与えないものとする。

# 第 14 条 (免責)

- 1.甲は、乙が本講座を提供するに際し、甲が本講座の受講中に負傷した場合や、本講座の受講後に心身の変調を来した場合その他本講座の受講中に不慮の事故が発生し甲が損害を負った場合であっても、乙(乙の社員、スタッフを含む)の故意又は重過失に基づいて生じた場合を除き(この場合の損害賠償請求額は乙が受領した代金を上限とする。)、乙に対し、損害賠償請求又は費用償還請求を行わないものとする。
- 2.本講座は、本同意書締結時における Zoom などのシステムの仕様に基づき提供されるものであり、これらの仕

様変更その他乙の責に帰すことができない事由によって甲に発生した損害について一切の責任を負わない。ただし、このような状況が発生した場合は、乙は最善の努力を持って代替のツールを提示する。

## 第 15 条 (損害賠償)

1.甲が本同意書に違反し又は不正行為により乙に対し損害を与えた場合、乙は甲に対し、損害賠償請求ができるものとする。

2.甲が本講座の利用・購入により第三者に対し損害を与えた場合、甲は自己の責任でこれを解決するものとし、 乙はいかなる責任も負担しないものとする。

#### 第 16 条 (反社会的勢力の排除)

- 1.甲及び乙は、互いに、自らが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
- (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自ら又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
- (5)役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2.甲及び乙は、互いに、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
- (1)暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5)その他前各号に準ずる行為
- 3.甲又は乙は、相手方が暴力団員等若しくは本条第 1 項各号のいずれかに該当することが判明し、若しくは本条第 2 項各号のいずれかに該当する行為をしたとき、又は本条第 1 項に基づく表明確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したときは、何らの催告をせず本同意書を解除することができるものとし、相手方はこれにより生じた損害について何らの請求をしないものとする。

#### 第 17 条 (管轄裁判所)

本同意書に関して紛争を生じたときは、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第 18 条 (協議事項)

本同意書に定めのない事項、及び本同意書書の各条項の解釈に疑義を生じた時は、甲乙協議の上解決するものとする。

(甲)住所:	
氏名:	F

(乙)住所:〒150-0044

東京都渋谷区円山町 5-18 道玄坂スクエアビル 7F

本同意書締結の証として、甲は同意しフォームを送信します。

会社名:株式会社 byZOO

代表取締役 大山俊輔

(ED)

振込口座: 三菱 UFJ 銀行青山支店

普通預金口座: No.: 1178272

名義: 株式会社 byZOO(カ)バイズー)